

酒々井町の国民健康保険税率

項目(ア)+(イ)+(ウ)	所得割額(注1) (ア)	均等割額 (イ)	平等割額 (ウ)
医療分	加入者全員の 基準所得金額(注1) × 6.09%	加入者の人数 × 28,600円	1世帯につき 44,400円
後期高齢者支援金分	加入者全員の 基準所得金額(注1) × 3.66%	加入者の人数 × 9,900円	0円
介護分	加入者全員の 基準所得金額(注1) × 2.19%	加入者の人数 × 19,400円	0円
子ども・子育て 支援金分	加入者全員の 基準所得金額(注1) × 0.27%	加入者の人数 × 2,000円 (注2)	0円

(注1) 基準所得金額とは前年中の総所得金額(収入から必要経費を控除した金額)(※1)から基礎控除額(43万円)(※2)を差し引いた金額であり、加入者ごとに計算されます。

(※1) 退職所得は含みません。

(※2) 基礎控除額は、前年の合計所得金額に応じて減少します。合計所得金額が2,400万円以下の場合には基礎控除額43万円。2,400万円を超え2,450万円以下の場合には29万円。2,450万円を超え2,500万円以下の場合には15万円。2,500万円を超える場合は0円です。

(注2) 子ども・子育て支援金分の均等割は1,800円、18歳以上均等割200円に分かれますが、18歳未満の被保険者は均等割が10割軽減されます。

(令和8年4月作成)